

修学支援法に基づく給付奨学金の二次募集について

大学等における修学の支援に関する法律（修学支援法）に基づく、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の給付型奨学金の二次採用、及び本学の令和4年度後学期の授業料減免を希望される方を対象に、以下のとおり資料の配布及び申請の受付を行います。

〈資料配布について〉

- 1 配布期間 令和4年9月8日（木）～令和4年10月6日（木）まで
（土日・祝日除く）
- 2 配布場所 学生支援課（本部棟1階）
なお、令和4年9月30日までは夏季休業期間中のため、学生支援課の窓口の他、郵送での資料請求を下記の要領で受け付けます。

【資料の郵送を希望する場合】

- ① 現在貸与型奨学金も同時に資料を配布していますので、まずは学生支援課に以下の内容を記入して、学内メールを送ってください。
〈メール記載必須事項〉
 - ・学籍番号、所属（学部・学科・専攻）
 - ・希望する書類（貸与奨学金のみ、給付奨学金のみ、両方の資料）
- ② 学生支援課からのメールで、必要な切手の額をお知らせしますので、必要な額の切手を準備してください。
- ③ 「角型2号（角2）」の封筒に、郵便番号・住所・（学生の）氏名を記入し、切手を貼り付け、当該封筒を学生支援課宛に郵送してください。

*** 郵送の対応は、上記③で指定した封筒が、令和4年9月26日（月）までに学生支援課に到着した方に対してのみ行います。**

【特記事項】

- ・これまでに JASSO の給付型奨学金等の申請を行ったが、家計に関する基準を満たさず、非該当となった方も、申し込むことができます。詳しくは、学内メ

ールのお知らせの際に添付したファイル「給付型奨学金の申し込みをしたものの、認定を受けられなかった方へ」を参照してください。

- ・その他、JASSO の給付型奨学金の要件等概要については、以下の JASSO ホームページを参照してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>

※すでに JASSO の給付型奨学生としての認定を受けている方（一度でも支援区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの認定を受けたことがある方）は今回の募集の対象外です。また、一度支援区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの認定を受けた後、現在は家計の状況により「支援区分外」の判定になっている方も、今回の募集の対象外です。

〈申請書の提出について〉

上記の書類を受領し、JASSO 給付型奨学金及び本学の令和4年度後学期の授業料減免を希望される方は、下記の要領により必要書類をすべて揃えて提出してください。

1. 提出期限 令和4年10月14日（金）まで（土日、祝日を除く）
 ※一部書類を除く
2. 提出先 〒862-8502
 熊本市東区月出3丁目1番100号
 熊本県立大学 学生支援課
3. 提出方法 学生支援課窓口へ持参
 * 受付時間は以下のとおりです。
 （午前）8時30分～12時20分
 （午後）13時20分～17時15分
4. 提出が必要な書類
 詳しくは、配布資料の中に、期限と書類の種類を記載した用紙が入っていますので、そちらをご確認ください。

〈お問合せ〉

熊本県立大学 学生支援課

電話：096 - 383 - 7896